

名古屋スポーツ×観光情報サイト 取材・記事作成業務委託仕様書

1 件 名

名古屋スポーツ×観光情報サイト 取材・記事作成業務委託

2 委託者

一般社団法人名古屋スポーツコミッション

3 契約期間（委託期間）

契約締結日から 2026 年 3 月 31 日（火）まで

（名古屋スポーツ×観光情報サイトの公開は 2026 年 4 月 1 日（水）を予定。ただし、取材や情報整理の進捗に応じて、2026 年 4 月 1 日（水）以前に当団体ホームページにて部分的に先行公開することも想定している。）

4 目 的

一般社団法人名古屋スポーツコミッション（以下「当団体」という。）は、民間企業やトップスポーツチーム、行政等と連携し、スポーツ大会やスポーツイベントの誘致、開催支援、スポーツツーリズムの推進、地域活性化及び事業創出を図る活動を行っている。

このたび、スポーツツーリズム推進の一環として、「名古屋スポーツ×観光情報サイト」（以下「本サイト」という。）の公開が予定されており、当団体で本サイトのコンテンツを作成することとしている。

本サイトは、スポーツ観戦者等に対し、観戦会場へのアクセス情報や観戦ガイド、周辺の観光ガイドなどを提供することで、スポーツ観戦者等が観戦前後の滞在時間を有意義に過ごせるよう支援し、名古屋市内の周遊を促進することで、消費活動の促進や地域活性化を図るものである。

本業務では、コンテンツの取材・記事作成（画像・イラスト・地図・テキスト等）から作成情報のデータ提供、先行公開用資料の作成までを一体的に委託することで、円滑なサイト構築を実現することを目的とする。

なお、本サイトは 2026 年 4 月 1 日（水）に公開予定の「名古屋市スポーツ総合情報サイト」（以下「総合サイト」という。）内に構築され、構築作業は総合サイト構築業者（以下「サイト構築業者」という。）が担当する。そのため、本業務はサイト構築業者と連携のもと、遂行するものとする。

5 基本的な考え方

「4 目的」を達成するため、次の基本的な考え方に基づき、業務を遂行すること。

(1) 本サイトの概要

スポーツ観戦者等に対し、本市の主要なスポーツ観戦会場を有する 5 つのエリア（瑞

穂公園陸上競技場エリア・名古屋市総合体育館エリア・愛知国際アリーナエリア・金城ふ頭エリア・ナゴヤドームエリア)の会場情報、観戦ガイド、観光ガイドなどを提供する。

会場情報・アクセス：アクセス、会場グルメ、関連グッズなど

観戦・イベント情報：観戦に関連するイベント情報など

(外部リンクを中心とした構成を想定。今後の調整状況による。)

観戦ガイド：チケット購入方法、観戦種目の楽しみ方など

観光ガイド：モデルコース(各エリア1コース以上)、

周辺観光スポット(各エリア4スポット以上)

(2) 構成方針

本サイトは、直近で開催されるスポーツ関連の大規模イベントへの対応を踏まえつつ、その後の継続的な公開・運用も見据えた構成とする。このため、委託業務期間中に各段階に対応した取材・記事作成を行うこと(「別紙 参考1 主要エリアと掲載情報の想定」を参照。)

ア 第1段階：2026年4月から10月

2026年に開催される第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)(以下「大会」という。)に向けて、大会概要や観戦ガイド、観光ガイドなどを大会視点で構成する。

必要に応じて大会関係者(選手を含む)へヒアリング等を実施し、大会視点のモデルコースや観光スポット情報などを作成すること。

なお、ナゴヤドームエリアについては、大会会場に該当しないため、本段階における取材・記事作成の対象外とする。

また、第1段階における情報は、2026年4月1日(火)の本サイトの公開及び当団体ホームページでの部分的な先行公開に向けて、特に優先的に取材・記事作成を行うこと。

イ 第2段階：2026年11月以降

大会終了後は本市内で活動するトップスポーツチーム(以下「チーム」という。)の試合会場を拠点として、チーム概要や観戦ガイド、観光ガイドなどをチーム視点で構成・更新し、本サイトの継続的な公開・運用を図る。

関連チーム関係者(選手を含む)へヒアリング等を実施し、チーム視点のモデルコースや観光スポット情報などを作成すること(更新を見据えて本業務内で事前に掲載情報を作成しておく)。

また、本段階においては、本市内で活動するチームの拠点エリアを網羅的に掲載するため、ナゴヤドームを有するナゴヤドームエリアを追加で取材・記事作成すること。

なお、本段階ですべてを新規に更新する必要はなく、内容が適切である場合には、第1段階で作成した記事を流用・再編集のうえ活用しても差し支えないものとする。

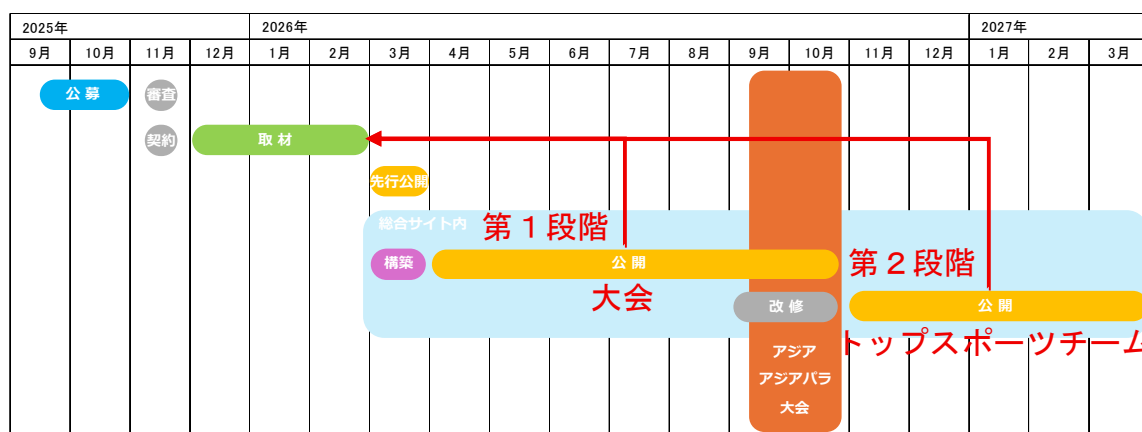


図1 構成方針のイメージ

(3) 本サイト構築業者との連携

本業務の遂行にあたっては、契約締結後、企画内容等について改めてサイト構築業者と調整を行い、全体構成やデザイン等を確定したうえで、取材・記事作成を進めるものとする。

なお、画像の点数やテキストの分量等については、特段の制限を設けない予定であり、作成データはサイト構築業者が必要に応じて調整・編集・削除のうえ掲載するものとする。

また、作成データ等に関し、委託者またはサイト構築業者からフィードバックする場合があるため、受託者は作成データの修正などに応じること。

(4) 独自提案の推奨

本業務に対する理解を深めるため、本サイトの構成やイメージ等について、一定の方針を提示しているが、当該方針に捉われることなく、柔軟かつ創意工夫に富んだ構成や取材・記事内容に関する提案を積極的に行うこと。独自性が認められる提案については、加点の対象とする。

なお、本サイトの大幅なページ増加が見込まれる場合は、改めてサイト構築業者と調整を行うものとする。

(5) 対象ユーザーとサイトによる効果

本サイトの対象ユーザーは、性別を問わず幅広い年齢層を想定している。また、次の利用者層を踏まえ、サイトを通じて得られる効果を最大限に引き出す記事を作成すること。

- ・ スポーツ観戦予定者：観戦前後の滞在時間を有意義に過ごすことができる、市内の周遊促進、消費活動の促進
- ・ スポーツに関心のある方：スポーツ観戦の意欲喚起、観戦の促進
- ・ 名古屋市への観光客（スポーツへの関心が低い方）：
スポーツ観戦の意欲喚起、観戦の促進、スポーツへの関心の高まり

(6) 情報の網羅性・独自性

観戦会場情報やアクセス、観戦・イベント情報、観戦ガイド、観光スポット、観光ガイドなど、ユーザーが求める情報を網羅して記事を作成すること。

また、一般的な観光サイトとの差別化を図るため、次のスポーツ視点に立った情報の

掲載という観点を踏まえて企画・提案を行うこと。併せて、各情報の選定理由を明確に説明できるようにしておくこと。

ア 差別化を図る観点

- ・ 本市の盛んなスポーツや大会との関連性
- ・ 観戦体験を豊かにする付加情報
- ・ 観戦会場周辺のスポーツ文化や地域とのつながり
- ・ ファン層の行動を促すようなストーリー性

イ 情報の選定理由例

(例：モデルコース・観光スポット情報の選定と理由)

選定：愛知国際アリーナエリアのモデルコースや観光スポット情報において、〇〇選手によるおすすめ周辺グルメ情報や観光スポットを取材・作成する。

理由：〇〇選手は大会の日本代表選手であり、名古屋市にゆかりのある著名な選手であることから、その発信力や影響力を活かし、ファン層の消費行動を促す効果が期待できる。

(例：観戦ガイド情報の掲載方法と理由)

選定：〇〇選手による〇〇競技の観戦の楽しみ方に関する情報を特にピックアップして取材・作成する。

理由：〇〇競技は、〇〇エリア周辺において特に集客力が見込める競技であり、ピックアップして掲載することで、より多くの人への訴求が期待できる。

〇〇選手は過去の大会の〇〇競技の出場選手であり、選手目線による観戦ポイントを紹介することで、スポーツ観戦者等に対して新たな視点を提供でき、観戦意欲の向上や競技への理解促進が期待できる。

(7) 関係機関との連携

本サイトに関わる関係機関（本サイト構築業者、大会関連団体、チーム関連団体、会場運営関連団体、スポーツ関連団体、観光関連団体）及び行政・個人とネットワークを構築し、トレンドやニーズに応じた取材・記事作成を行うこと。

なお、チーム関連団体との連携について、委託者の会員であるでらスポ名古屋（参考URL：<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000127841.html>）に加盟するチームであれば、委託者を通じて紹介・調整を行うことが可能である。

(8) リアルタイム情報の提供

作成する情報（記事、画像等）は、最新かつ高品質で、正確性・信頼性・視認性に配慮した、ユーザーにとって有益で魅力的な内容とすること。

ただし、委託業務期間中は観戦会場の整備状況や競技種目の変更、チームの試合会場の変更等が生じる可能性があるため、大会関係者・チーム関係者・サイト構築業者と十分に連携し、計画的かつ柔軟に対応すること。

(9) 視覚的コンテンツの活用

画像・イラスト（ロゴを含む）・地図・原稿等をバランスよく活用し、記事として視覚的に魅力のある内容とすること。なお、次のことに留意すること。

- ・ 各コンテンツページの特性に応じて、画像・イラスト・地図・原稿等の点数・内

容を適切に設定し、視覚的な魅力を高めること。

- ・ 画像は対象の魅力や現場の雰囲気等が視覚的に感じられるように撮影すること。サイト内での複数ページでの使用を想定し、アングルや構図、画角等を工夫すること。なお、横幅 6,000px×高さ 4,000px 程度の大きさで拡張子は JPEG 形式とすること。
- ・ 画像・イラスト・地図・原稿等は、必要に応じて撮影や取材等を行い制作すること。また、既存の品質の高いデータを積極的に活用しても構わない。
- ・ ただし、使用するデータについては著作権・肖像権・利用許諾等を確認し、必要に応じて権利者等から適切な許可を取得すること。

(10) 企画・取材・編集等の徹底

情報の正確性と魅力を高めるため、企画・取材・ライティング・撮影・編集のプロセスを適切に実施すること。

特に、取材・撮影を行う際は、関係者（施設管理者・関係団体・個人等）から事前に許可を取得すること。

(11) 先行公開

可能な限り早期に情報を発信するため、取材や情報整理の進捗に応じて、当団体ホームページにて部分的に先行公開を行う予定である。

「(2) 構成方針 ア 第1段階：2026年4月から10月の情報」のうち、各主要エリアの取材・記事作成が完了次第、簡易なデザインを施した資料を適宜作成し、速やかに委託者へ提出すること。

（「6 業務委託内容 (3) データ提供」を参照。）

参考 当団体ホームページ URL：<https://nagoyasc.jp/>

6 業務委託内容

業務委託内容は次のとおりとする。

なお、業務委託内容については、「4 目的」、「5 基本的な考え方」に基づくものとする。また、その他必要な調整が生じた場合は、委託者と協議のうえ、実施するものとする。

(1) 構成（主要ページ）

本サイトの全体構成及び主要ページは次のとおりとする。なお、各ページの特徴と業務の詳細は後述の「(2) 掲載情報の取材・記事作成」のとおり。

- ・ トップページ
- ・ 会場情報・アクセス
- ・ 観戦・イベント情報
- ・ 観戦ガイド
- ・ 観光ガイド

※ 各コンテンツページ間及び関係機関等の外部サイト（大会組織委員会公式サイトや会場運営団体公式サイト、名古屋観光コンシェルジュなど）と連携し、相互誘導を図るものとする。

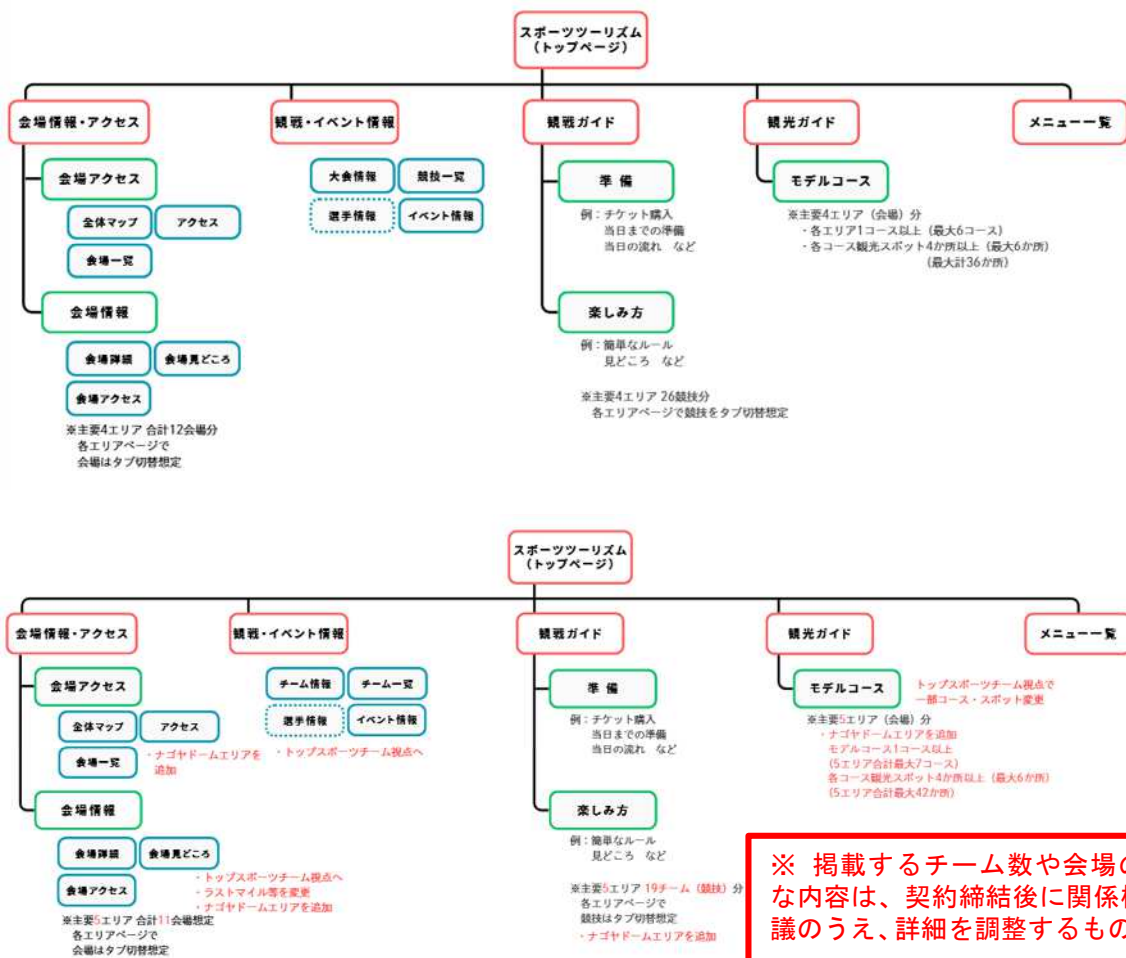


図2 サイトマップ（上：大会終了まで、下：大会終了後）

(2) 掲載情報の取材・作成

「(1) 構成」において、確定した構成に基づき、必要な掲載情報の取材・作成を行うこと。

次に示す各ページの特徴やイメージは参考であり、これらに捉われず、内容や画像等が充実した情報を作成すること

画像等は同一のものを複数ページで使用することも可能とする。

(例) 観戦ガイドで使用した画像をトップページに使用する等

ア トップページ

特徴：サイト全体の情報発信を担い、主要コンテンツページへの案内を行う。

業務内容：大会終了までの掲載情報：(大会視点の) トップページ掲載情報の作成。

大会終了後の掲載情報：(チーム視点の) トップページ掲載情報の作成。

業務詳細：

大会終了まで(大会視点)と大会終了後(チーム視点)の両段階において、それぞれの目的に応じて作成するものとする。

a 大会終了までの掲載情報(大会関連情報)

- ・ トップ画像(イラストを含む)複数点の作成又は取得。

- ・ サイト紹介ページの作成。
- ・ 主要会場エリアの概要作成。

b 大会終了後の掲載情報（チーム関連情報）

- ・ トップ画像（イラストを含む）複数点の作成又は取得。
- ・ サイト紹介ページの作成。
- ・ 主要会場エリアの概要作成。

留意事項：

a・bの両項目は共通する内容であるため、記載内容が適切であると判断される場合には、流用・再編集のうえ活用しても差し支えない。

（例）トップ画像に大会やチームに特化したものを使用するのではなく、スポーツ全般をイメージした共通の画像を使用するなど

イ コンテンツページ

(7) 会場情報・アクセス

特徴：本市内の観戦会場のうち、主要会場エリア（以下「主要エリア」という。詳細は「別紙 参考 1 主要エリアと掲載情報の想定」を参照。）の交通アクセスや会場情報、周辺観光情報等を掲載する。

業務内容：大会終了までの掲載情報：（大会視点の）会場アクセス（全体マップ、全体アクセス、会場一覧等）及び会場情報（会場概要、会場詳細、会場見どころ、会場アクセス等）の作成。

大会終了後の掲載情報：（チーム視点の）会場アクセス（全体マップ、全体アクセス、会場一覧等）及び会場情報（会場概要、会場詳細、会場見どころ、会場アクセス等）の作成。

業務詳細：

大会終了まで（大会視点）と大会終了後（チーム視点）の両段階において、それぞれの目的に応じて作成するものとする。

a 大会終了までの掲載情報（大会関連情報）

- ・ トップ画像の作成又は取得。
- ・ 会場アクセス（全体マップや全体的な交通アクセス、会場一覧等）の作成。
- ・ 会場情報（各会場の概要や詳細、見どころ情報、会場アクセス等）の作成。

b 大会終了後の掲載情報（チーム関連情報）

- ・ トップ画像の作成又は取得。
- ・ 会場アクセス（全体マップや全体的な交通アクセス、会場一覧等）の作成。
- ・ 会場情報（各会場の概要や詳細、見どころ情報、会場アクセス等）の

作成。特に、ナゴヤドームエリアを追加作成すること。

留意事項：

- ・ 「5 基本的な考え方 (2) 構成方針 ア 第1段階：2026年4月から10月の情報」のうち、大会会場は次のサイトを参考にすること。
アジア大会 URL：<https://www.aichi-nagoya2026.org/tournament/competition/>
アジアパラ大会 URL：<https://www.asianparagames-2026.org/tournament/competition/>
- ・ 会場までのアクセスは名古屋市アジア・アジアパラ競技大会推進部アジア・アジアパラ競技大会推進課がポータルサイトで設定する公式ルート（以下「ラストマイル」という。）に準拠する必要があるため、当該ルートを正確に把握し、反映すること。
- ・ 大会終了後はラストマイルに準拠する必要はないため、作成した情報を必要に応じて修正し、継続的な情報更新に対応できるようにすること。
- ・ イラストを多用し、視認性の高い構成とすること。

(イ) 観戦・イベント情報

特徴：観戦概要や競技、種目の一覧、関連イベント情報を掲載する。

また、大会終了後は本市内を拠点とするチーム概要や一覧、関連イベント情報を掲載する。

業務内容：大会終了までの掲載情報：大会概要、競技種目の一覧、イベント情報を中心に作成。

（可能であれば）大会の魅力、選手情報の作成。

大会終了後の掲載情報：本市を拠点とするチーム概要、チーム一覧、イベント情報を中心に作成。

（可能であれば）チームの魅力、選手情報の作成。

業務詳細：

a 大会終了までの掲載情報（大会関連情報）

- ・ トップ画像の作成又は取得。
- ・ 大会概要の作成。
- ・ 主要エリアに関連する競技種目の一覧（簡単な概要や魅力など）の作成。
- ・ イベント情報の作成。
- ・ （可能な範囲で）大会の魅力や関連する主要選手のプロフィールや活躍情報の作成。

b 大会終了後の掲載情報（チーム関連情報）

- ・ トップ画像の作成又は取得。
- ・ 本市のトップスポーツチームの概要作成。

- ・ 主要エリアに関連するチーム一覧の作成。
- ・ イベント情報の作成。
- ・ （可能な範囲で）関連するチームの魅力、主要選手のプロフィールや活躍情報の作成。

留意事項：

- ・ 本ページについては肖像権等の制約があるため、可能な範囲での作成とし、外部リンクを中心に構成することとする。
- ・ bに関連するチームについては、契約締結後に関係機関と協議のうえ、詳細を調整するものとする。
- ・ チーム関連団体との連携については、「5 基本的な考え方 (7) 関係機関との連携」を参照。

(ウ) 観戦ガイド

特徴：主要エリアに関連する競技、種目の観戦ガイドを掲載するページである。

業務内容：大会終了までの掲載情報：大会チケット情報（購入方法など）、競技種目の楽しみ方などの作成。

大会終了後の掲載情報：チームの試合チケット情報（購入方法など）、競技の楽しみ方などの作成。

業務詳細：

a 大会終了までの掲載情報（大会関連情報）

- ・ トップ画像の作成又は取得。
- ・ チケット情報（購入方法など）などの準備に係る情報の作成。
- ・ 当日スケジュールなどの競技種目の楽しみ方の作成。

b 大会終了後の掲載情報（チーム関連情報）

- ・ トップ画像の作成又は取得。
- ・ チケット情報（購入方法など）などの準備に係る情報の作成。
- ・ 当日スケジュールなどの競技の楽しみ方の作成。

留意事項：

- ・ 掲載する競技種目は「別紙 参考 1 主要エリアと掲載情報の想定」を参照すること。
- ・ bに関連するチーム（最大 19 チームを想定）については、契約締結後に関係機関と協議のうえ、詳細を調整するものとする。
- ・ チーム関連団体との連携については、「5 基本的な考え方 (7) 関係機関との連携」を参照。

(エ) 観光ガイド

特徴：スポーツ等観戦者等の利便性向上や本市の観光促進を目的として、主要エリアのモデルコースや周辺観光スポット等を掲載するページである。

業務内容：大会終了までの掲載情報：大会の会場を拠点とした主要エリアの

モデルコース、観光スポット情報の作成

大会終了後の掲載情報：チームの試合会場を拠点とした主要エリアのモデルコース、観光スポット情報の修正情報及び追加情報の作成

業務詳細：

a 大会終了までの掲載情報（大会関連情報）

必要に応じて大会関係者（選手を含む）へヒアリング等を行い、一般的な観光サイトと差別化された、大会視点に立ったモデルコースや観光スポット情報を作成する。

(a) モデルコースの作成

- ・ 各エリアにつき1コース以上のモデルコース（4エリア合計で最大6コースを上限）を作成することとし、ユーザーの利便性や関心を引く内容とすること。

（モデルコースには「(b) 観光スポットの取材・作成」で作成した情報を活用すること。）

- ・ なお、「(ア) 会場情報・アクセス」に記載のラストマイルを遵守すること。

(b) 観光スポット情報の取材・作成

- ・ 各エリアにつき観光スポット情報4か所以上（モデルコース1コースあたり最大6か所まで・4エリア最大6コースとした場合、最大36か所までを上限）を取材・記事作成すること。
- ・ 観光スポット情報は「見る」「食べる」「買う」「体験する」などの分類に基づき構成し、各エリア（モデルコース）においては「見る」及び「食べる」の分類をそれぞれ最低1か所以上含めること。
- ・ 観光スポット情報は、可能な限り現地取材を行い、信頼性と魅力のある内容とすること。収集した情報は「(a)モデルコースの作成」に活用すること。
- ・ スポーツ観戦者等の利便性向上や観光への関心を高められ、かつ一般的な観光サイトと差別化が図れるよう、定番から穴場の観光スポットまでバランスよく紹介すること。
- ・ 特定の文化・宗教・食習慣等に配慮した情報を掲載する際は、ユーザーが判断しやすいよう、必要な補足情報を併記すること。

（例）ハラル対応（認証の有無等）

b 大会終了後の掲載情報（チーム関連情報）

主要エリアを本市で活動するチームの拠点（試合会場）エリアとして位置づけ、必要に応じてチーム関係者（選手を含む）へヒアリング等を行い、一般的な観光サイトと差別化された、チームの視点に立ったモデルコースや観光スポット情報へ再構成する。

なお、「a 大会終了までの掲載情報（大会関連情報）」で作成した情報を必要に応じて修正・追加する形で作成するものとする。

また、本市内で活動するチームの拠点エリアとして、ナゴヤドームエリアを新たに追加し、他エリアと同様に、モデルコース1コース以上（5エリア合計で最大7コースまでを上限）の設定や観光スポット情報4か所以上（モデルコース1コースあたり最大6か所まで・5エリア最大7コースとした場合、最大42か所までを上限）を追加取材・記事作成すること。

留意事項：

- ・ 掲載情報の選定にあたっては、「5 基本的な考え方（6）情報の網羅性・独自性」に留意し、選定理由等を説明できるようにしておくこと。
- ・ bに関連するチームについては、契約締結後に関係機関と協議のうえ、詳細を調整するものとする。
- ・ チーム関連団体との連携については、「5 基本的な考え方（7）関係機関との連携」を参照。

(3) データ提供

作成データ（テキスト・画像・イラスト等）は、委託者が指定する形式（Word、JPEG等）で委託者及びサイト構築業者へ電子メール等で納品すること。

可能な限り早期に情報を発信するため、取材や情報整理の進捗に応じて、当団体ホームページにて部分的に先行公開を行う予定である。「5 基本的な考え方（2）構成方針ア 第1段階：2026年4月から10月の情報」のうち、各主要エリアの取材・記事作成が完了次第、簡易なデザインを施した資料を適宜作成し、速やかに委託者へ提出すること。

（「5 基本的な考え方（11）先行公開」「9 成果品」を参照のこと。）

(4) フィードバック

作成データの内容等に関し、委託者又は本サイト構築業者からフィードバックする場合がある。受託者は、フィードバックの内容を踏まえ、作成データの内容修正などに応じること。

(5) 効果検証

本委託について検証し、結果や改善案、今後の戦略等を業務委託完了報告書に記載すること。

(6) プロジェクト管理

本業務の実施にあたって、次のことに留意し、計画的かつ円滑に進めること。

- ・ 工程管理表等の作成
- ・ 業務の進捗状況及び予定等の管理
- ・ 本仕様書の定めのない事項で対応すべき事項等の管理
- ・ 成果品の状況と定期報告

(7) 参考資料

参考1

主要エリアと掲載情報の想定

参考2-1

名古屋スポーツ×観光情報サイト イメージ(大会終了までの掲載情報)

参考 2-2 名古屋スポーツ×観光情報サイト イメージ（大会終了後の掲載情報）

7 業務スケジュール

2025 年	11 月中旬	契約締結
	11 月下旬	サイト構築業者との構成・デザイン等の調整
	12 月上旬～	取材・撮影・編集・ライティング、データ提供
2026 年	2 月下旬	（作成次第、適宜）
		（特に、「5 基本的な考え方（2）構成方針 ア 第1段階：2026 年 4 月から 10 月の情報」については優先的に取材・記事作成を行うこと。）
	3 月 31 日（火）	業務完了、報告書提出
	4 月 1 日（水）	（本サイト公開）

※ 具体的な期日については、委託者と協議のうえで決定する。

8 業務委託の対象経費等

業務委託の対象経費は、下表を参考とすること。

経費項目	内 容
取材費	ヒアリング、取材調整、取材、記事内容確認、旅費交通費等
撮影費	ディレクター、カメラマン等費用等
編集費	編集費用等
ライティング費	ライティング費用等
企画費	企画、打合せ、調整、報告書作成、その他経費等

9 成果品

(1) 成果品

受託者は次の書類やデータを指定された期日までに委託者へ提出すること。

番号	成果品名	成果品の説明	納品方法	納品予定時期
1	業務計画書	工程表、業務実施責任者、業務実施従事者名簿など	電子・紙	2025 年 11 月下旬 納品期日は委託者と協議のうえで決定する。
2	成果物	本委託で取得・作成した画像・ロゴ・イラスト・テキストデータ等	電子	作成次第、適宜 納品期日は委託者と協議のうえで決定する。
3	先行公開用データ	「5 基本的な考え方（2）構成方針 ア 第1段階：2026 年 4 月から 10 月の情報」のう	電子	作成次第、適宜 （2026 年 2 月下旬から当団体の公式 Web

		ち、当団体ホームページにて 先行公開可能な簡易なデザ インを施したデータ		サイト等で先行公開 予定) データの形式、納品 期日は委託者と協議 のうえで決定する。
4	業務完了報 告書	本委託の完了報告書	電子・紙	2026 年 3 月 31 日 (火)
5	その他	議事録・作業記録・著作権等 の申請手続き等に必要書類等	電子・紙	納品期日は委託者と 協議のうえで決定す る。

(2) 納品方法

「(1) 成果品」内の納品方法のとおり。紙媒体は各 1 部提出すること。

電子データはメール等で提出し、紙媒体は持参若しくは郵送等で提出すること。

※郵送の場合は、配達の場合で期限時刻までに届かない場合もあるので、期限に余裕を持って送付すること。

(3) 納品先

次の 2 者へ納品すること。

ア 委託者

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 3 丁目 18 番 1 号

デザインセンタービル 7 階 デザインラボ 9 号室

一般社団法人名古屋スポーツコミッション

担 当 紀岡、関根、岡部

電 話 052-212-6945 メール info@nagoyasc.jp

イ サイト構築業者

詳細は契約締結後に調整することとする。

(4) 納品検査

委託者は上記(1)の成果品について、契約書及び本仕様書等に基づき、必要な検査を行う。

検査の際に指摘があった場合、受託者は委託者の指示に従い、適正に対応し、再度検査を受けなければならない。

(5) その他

ア 成果品は、事前に委託者と内容を相談のうえ、作成すること。

イ 詳細が分かるよう、記録写真を撮影しておくこと。

10 著作権

(1) 本業務に係る成果品については、成果品に関する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）及び所有権を含めて、すべて委託者に帰属するものとする。

(2) 受託者は、成果品が第三者の著作権、その他の権利を侵害していないことを保証し、

万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。

1 1 再委託等

(1) 瑕疵担保責任

納品された成果品に係る瑕疵担保責任期間は納品検査後1年間とし、その間に発見された瑕疵は速やかに修復すること。

(2) 契約不適合

サイトの運用開始日から起算して1年以内に、導入された成果品に本仕様の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、受託者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。

(3) 再委託

本業務の受託者は、第三者に対して本業務を包括的に委託し又は請け負わせることはできない。ただし、委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合で、委託者が認める業務については、業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせることができる。

なお、本業務の委託者は、上記により第三者に委託する場合は、再委託先について適切な監督指導を行うものとし、再委託先の責に帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、すべて本業務の受託者の責に帰すべき事由により生じた損害又は増加費用とみなし、本業務の受託者の責任において負担しなければならない。

また、受託者は、本業務を委託した第三者からさらに他の第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない事由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りではない。

(4) 損害賠償

受託者並びに受託者に雇用等及び再委託又は再々委託された者が、故意又は過失により委託者又は掲載施設、その他関係者に損害を与えた場合は、受託者がその賠償の責任を負うものとする。

1 2 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらず、これを要求し又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、委託者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受託者が(1)に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

1.3 その他

(1) 契約・業務履行の基本原則

- ア 受託者は本業務の履行にあたり、契約書、本仕様書及び特記事項（「情報取扱注意項目」（別紙）及び「障害者差別解消に関する特記仕様書」（別紙））のほか、関係法令、名古屋市契約規則を遵守し、委託者に損害を生じせしめないよう留意すること。
- イ 本業務を履行するうえで、必要な備品及び消耗品がある場合は、原則としてすべて受託者において準備することとし、その費用は受託者が負担すること。
- ウ 作業者の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して実施すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じること。
- エ 著しい社会・経済情勢の変動、天災地変等により、業務の一部又はすべての履行が困難となった場合、委託者は契約の変更や解除を行うことができるものとする。

(2) 情報管理・セキュリティ

- ア 受託者は、業務に係る出力帳票や磁気ディスク等の媒体（以下「記録媒体」という。）に記録されているデータについて、漏洩、滅失及び毀損することがないように十分な注意をもって管理しなければならない。
- イ サイト及び広報物等は、「名古屋市職員のための男女平等参画の視点からの公的広報物表現ガイドライン」に沿った内容で作成すること。
- ウ 本業務の実施に係る情報の取扱いについては、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他の関連する規定を遵守すること。

(3) 業務の進行管理

- ア 本業務を円滑に実施するため、主たる担当者を配置すること。主たる担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は委託者に事前に相談の上、報告すること。
- イ 受託者は、本業務の円滑な履行にあたり、委託者と十分な打合せを行うとともに、業務の進捗状況を定期的に報告すること。なお、打合せのための資料作成及び議事録等の作成は受託者が行うこと。
- ウ 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、委託者と協議し、委託者の指示に従わなければならない。確認した事項は、原則として受託者が文書を取りまとめ、委託者の承認を得てから、両者が一通ずつ保管することとする。

(4) 事故・緊急対応

- ア 業務の履行にあたり、問題や事故等が発生した場合又は発生のある可能性がある場合、受託者は直ちに委託者へ連絡・協議するとともに、受託者の責任と負担において、問題等を速やかに対処し、本業務の履行に支障をきたさないようにすること。
- イ 第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置をすること。

ウ 委託者が本業務に関し、必要な情報の提供を求めた場合、受託者は速やかに書面又は電子データにより提供すること。

主要エリアと掲載情報の想定

エリア	瑞穂公園陸上競技場エリア	名古屋市総合体育館エリア	愛知国際アリーナ	金城ふ頭エリア	ナゴヤドームエリア
説 明	アジア・アジアパラ競技大会のメイン会場となる「パロマ瑞穂スタジアム」を有し、陸上競技や開閉会式の舞台として、注目が集まる。 周辺公園と一体的に整備がされており、スポーツの拠点と様々なアクティビティが循環する都市公園となる予定である。 なお、大会後は名古屋グランパス等のトップスポーツチームの試合が予定される等、市内でもスポーツが盛んなエリアとなる。	最大1万人を収容するレインボーホールを有し、アジア・アジアパラ競技大会では、体操の競技会場の舞台となる。 周辺は名古屋の歴史的情緒を感じられる場所であり、温浴施設等が立地しているが、新たな魅力を開拓する必要がある。 なお、大会後は少し距離はあるが、三菱電機コアラーズが名古屋市体育館を試合会場としており、熱田神宮といった魅力的なコンテンツがある。	2025年7月に誕生した国内最大級の多目的アリーナを有している。最新の音響・映像設備を備え、バスケットボールやフィギュアスケート、コンサートなど多彩なイベントが開催される予定である。 周辺は名城公園の豊かな自然と名古屋城の歴史が息づく観光スポットであり、地元グルメやカフェを満喫することができる。 なお、大会後は名古屋ダイヤモンドフィニズの試合会場として利用されるが、B.LEAGUEのホームアリーナとしては国内では最大の規模を誇り、市域外からも注目が集まる。	2024年10月に駅前に約2,600㎡のイベント広場がオープンし、アジア・アジアパラ競技大会の都市型スポーツが開催予定である。交通アクセスが良く、ポートメッセなごや、リニア鉄道館、レゴランドなどの施設が周辺に位置しており、新たなにぎわいスポットとして集客が期待できる。 なお、大会後は名古屋オーシャンズ含む、市内でも多くのトップスポーツチームが試合会場として利用するエリアであり、ファイティングイーグルス名古屋が新たなアリーナを建設予定のエリアでもある。	アジア・アジアパラ競技大会の競技は行われないが、ナゴヤドーム（バンテリンドーム）は、中日ドラゴンズの本拠地として知られ、試合開催時には多くのファンで賑わう名古屋のスポーツ拠点である。 周辺には徳川園や徳川美術館などの文化施設、地元グルメを楽しめる飲食店も充実しており、観戦と観光を組み合わせた滞在に適したエリアである。
場 所	名古屋市瑞穂区山下通5丁目周辺	名古屋市南区東又兵衛町5丁目1-16周辺	名古屋市北区名城1丁目4-1周辺	名古屋市港区金城ふ頭2丁目7番周辺	名古屋市東区大幸南一丁目1番1号
会 場	瑞穂公園陸上競技場、瑞穂公園体育館、瑞穂公園ラグビー場	名古屋市総合体育館	IGアリーナ	金城ふ頭駅前特設コート、金城ふ頭アリーナ、ポートメッセなごや、港サッカー場、稲永スポーツセンター、愛知県武道館	バンテリンドームナゴヤ

～2026年10月 大会終了までの掲載情報（大会視点の構成）（想定）

競技種目	アジア大会	陸上競技（トラック・フィールド、マラソン） セパタクロー サッカー ラグビー7s	瑞穂公園陸上競技場 瑞穂公園体育館 瑞穂公園ラグビー場 瑞穂公園ラグビー場	体操（体操・新体操・トランポリン） 水球	レインボーホール レインボープール	バスケットボール 柔道 陸上競技（競歩）	IGアリーナ IGアリーナ 愛知県庁・名古屋市役所周辺	3×3バスケットボール スカッシュ スポーツクライミング サッカー レスリング コンバットスポーツ（総合格闘技） コンバットスポーツ（柔術、クラッシュ） 武術太極拳（套路／散打）	金城ふ頭駅前特設コート 金城ふ頭アリーナ ポートメッセなごや 港サッカー場 稲永スポーツセンター 稲永スポーツセンター 愛知県武道館 愛知県武道館	
	パラ大会	陸上競技各種 テコンドー	陸上競技場 瑞穂公園体育館	水泳 ボッチャ	レインボープール レインボーホール	車いすバスケットボール	IGアリーナ	パラフェンシング 柔道	稲永スポーツセンター 愛知県武道館	

※アジア・アジアパラ競技大会の競技種目は次のサイトから転記

・アジア大会 URL: <https://www.aichi-nagoya2026.org/tournament/competition/>

・アジアパラ大会 URL: <https://www.asianparagames-2026.org/tournament/competition/>

2026年11月～ 大会終了後の掲載情報（トップスポーツチーム視点の構成）（想定）

チー ム									

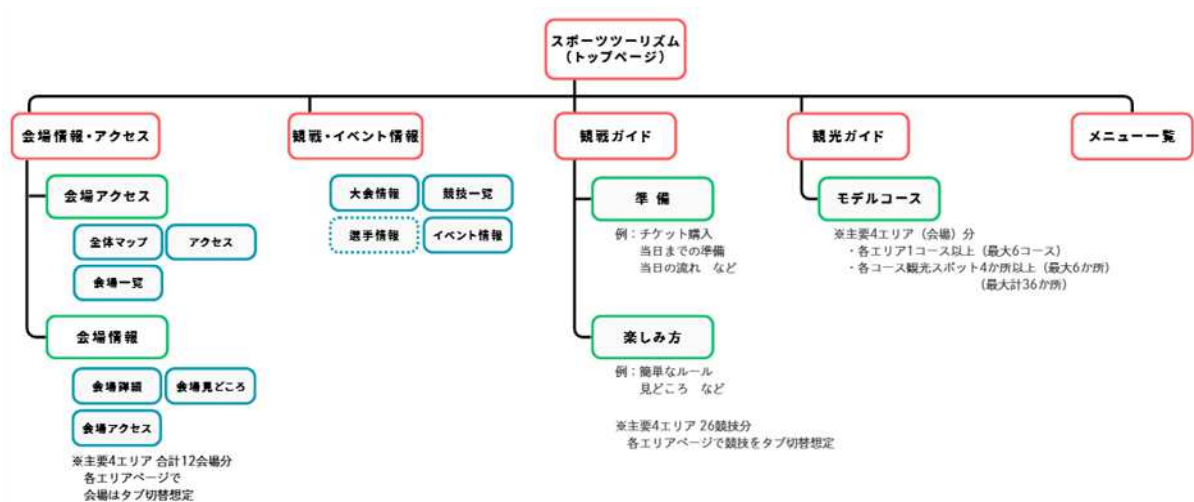
※ 掲載するチーム数や会場の具体的な内容は、契約締結後に関係機関と協議のうえ、詳細を調整するものとする。

名古屋スポーツ×観光情報サイト イメージ (大会終了までの掲載情報)

本業務に対する理解を深めるため、本サイトの構成やイメージ等について、一定の方針を提示しているが、当該方針に捉われることなく、柔軟かつ創意工夫に富んだ構成や掲載情報取材・記事内容に関する提案を積極的に行うこと。独自性が認められる提案については、加点の対象とする。

なお、本サイトの大幅なページ増加が見込まれる場合は、改めてサイト構築業者と調整を行うものとする。

1 サイトマップ



2 トップページ



サイト紹介

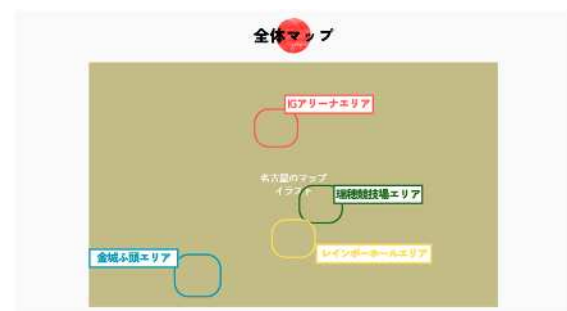




3 コンテンツページ

(1) 会場情報・アクセス

ア 会場アクセス

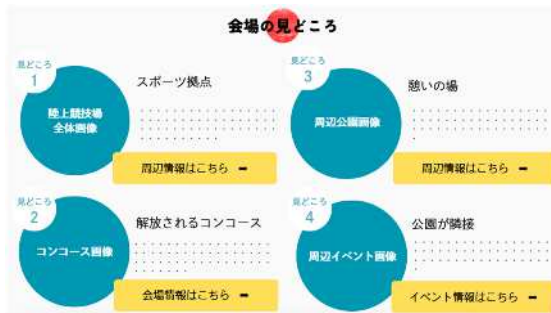


イ 会場情報

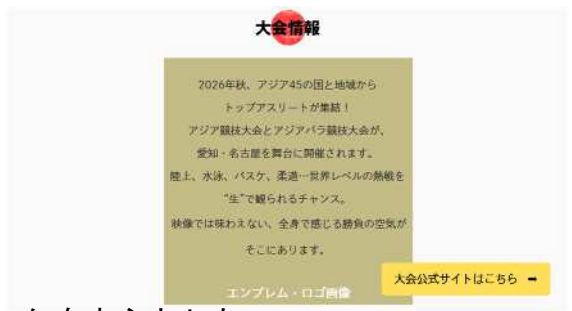
主要4エリア 合計12会場分



ラストマイルに準拠



(2) 観戦・イベント情報



外部リンクを中心とした
ページを想定



(3) 観戦ガイド ア 準備



イ 楽しみ方

主要4エリア 合計約26競技分

観戦ガイド IGアリーナエリア

バスケットボール 水泳 柔道・イベントコート 競歩

Enjoy!

バスケットボール観戦

男子●チーム、女子●チームが●グループに分かれて
前後を繰り返してアジア大会バスケットボール。
「観戦は初めて何を準備すればいいの?」「どう楽し
めばいいの?」という方に向けて、ルールや見ど
ころをまで分かりやすくご紹介いたします。
このガイドで、アジアの頂点をかけた戦いをもっと身
近に、もっと楽しく!

競技種目画像

観戦ガイド 当日スケジュール

2時間前 開場 試合前に環境でフードや グッズをチェック	観戦・イラスト	5分前 選手紹介 スターティングメンバー 紹介	観戦・イラスト
1時間 30分前 アリーナ入場 手荷物検査を済ませて 試合会場へ	観戦・イラスト	試合開始 TIP OFF 試合開始!	観戦・イラスト
30分前 選手入場 BGMに合わせて、 選手がコートイン	観戦・イラスト	1時間後 ハーフタイム ハーフタイムは様々なショー やイベントが開催	観戦・イラスト
15分前 試合前アップ 近所周辺な観戦風景が 周辺で見られるチャンス!	観戦・イラスト	2時間後 試合終了 決勝選手にヒーローイン ピューも決まらず	観戦・イラスト

観戦ガイド 陸上競技 楽しみ方

楽しみ 1 **GOURMET!!**
特色豊かな
陸上競技場グルメ

楽しみ 2 **EXCITING!!**
競技前と会場の会場演出

楽しみ 3 **EXPERIENCE!!**
競技の迫力を体感

楽しみ 4 **PLAYERS!!**
スター選手をチェック

おすすめグルメはこちら -

ルールはこちら -

選手情報ははこちら -

観戦ガイド Q&A

イラスト

Q 観戦チケットはどこで買えますか?
A
Q 観戦はどのような流れで進みますか?
A 競技会は大々くかけて、順位を競う「選手権大会」
と、選手個人が目標記録に挑戦する「記録会」があ
ります。
Q 観戦は?
A 観戦は、季節に応じたもので観戦をしてくださ
い。スタジアムは設備がありますので、歩きや
すい観戦をお勧めします。

(4) 観光ガイド

名古屋スポーツ観戦のススメ!

名古屋スポーツ×観光情報サイト

会場情報・アクセス 観戦・イベント情報 観戦ガイド 観光ガイド

観戦と一緒に名古屋を満喫
観光ガイド

コンテンツ画像

リンクを飛ばす -

PLAN

瑞穂競技場エリア

新陸上競技場と名古屋の場
●●選手おススメのコースをご紹介します!

観戦スポット画像

1DAY

START 9:30

電車 約15分

SPOT 01 10:30

電車 約10分

SPOT 02 11:00

徒歩 約10分

SPOT 03 13:30

電車 約10分

SPOT 04 15:00

徒歩 約10分

SPOT 05 17:00

宿泊

雨天も快適!

ラストマイルに準拠

1DAY

名古屋駅 9:30

START

まずはコインロッカーへ。
荷物を預けたら、さっそく名古屋観光に出かけよう!

コインロッカーはこちら -

遅めの朝食でエネルギーチャージ

10:30

〇〇、〇〇、異材を選んでオーダーできるカスタム
の専門店!

詳しく見る -

グルメ画像

電車 約15分

●●駅

会場画像

11:00

アジア・アジアパラ競技大会
メイン会場で陸上競技

陸上競技場は2026年3月に完成予定の国際大会対応の
最新設備を備えた最新スタジアムです。
全天候型トラックや屋根付き観客席 (約30,000席) を
備え、快適な観戦環境が整っています。

試合画像

詳しく見る -

ちょっと
よりあち

●●駅

東山荘

東山荘で小休憩

詳しく見る -

試合前のエネルギーチャージ

13:30

名古屋名物で昼食

名古屋へ来たなら外せない。ひつまぶしで試合前のエネ
ルギーチャージ
●●選手もお喜びで通っているとか...

詳しく見る -

グルメ画像

●●駅

会場画像

15:00

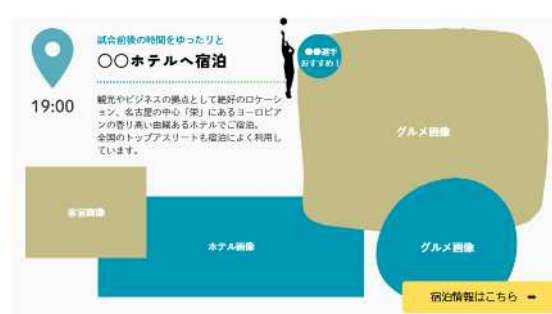
新アリーナでバスケットボール競技を観戦!

瑞穂公園ラグビー場

最新スタジアムで白熱した試合を!

試合画像

詳しく見る -



主要 4 エリア

各エリア モデルコース 1 コース以上（4 エリア合計最大 6 コース）

観光スポット 4 か所以上（4 エリア合計最大 36 か所）

「見る」「食べる」の分類を各最低 1 か所以上

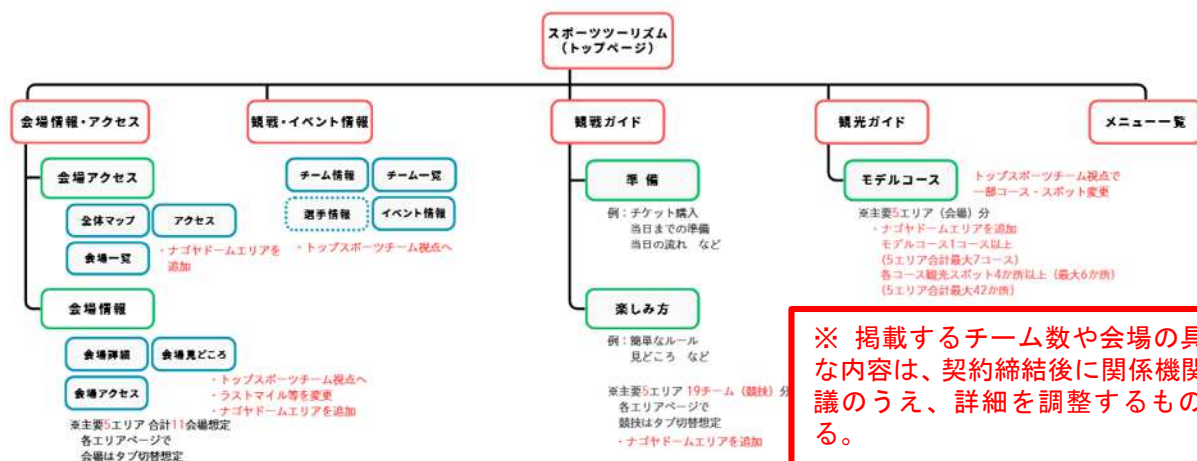
画像から直接外部リンク連携を想定

名古屋スポーツ×観光情報サイト イメージ (大会終了後の掲載情報)

本業務に対する理解を深めるため、本サイトの構成やイメージ等について、一定の方針を提示しているが、当該方針に捉われることなく、柔軟かつ創意工夫に富んだ構成や掲載情報取材・記事内容に関する提案を積極的に行うこと。独自性が認められる提案については、加点の対象とする。

なお、本サイトの大幅なページ増加が見込まれる場合は、改めてサイト構築業者と調整を行うものとする。

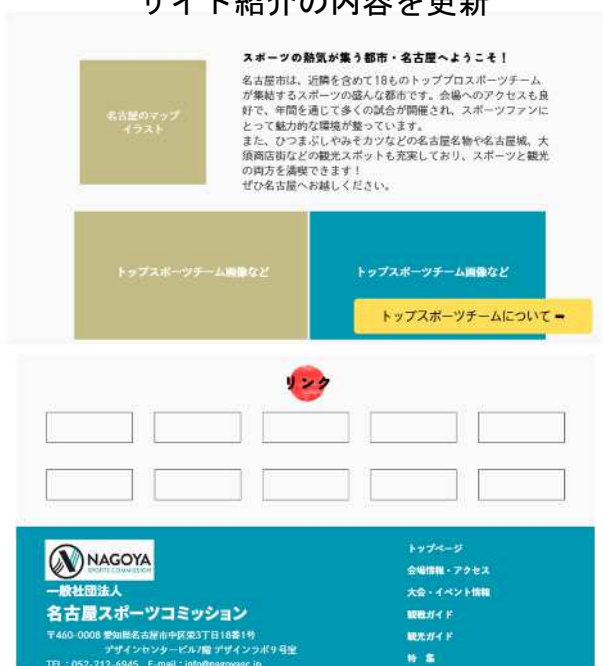
1 サイトマップ



2 トップページ



サイト紹介の内容を更新



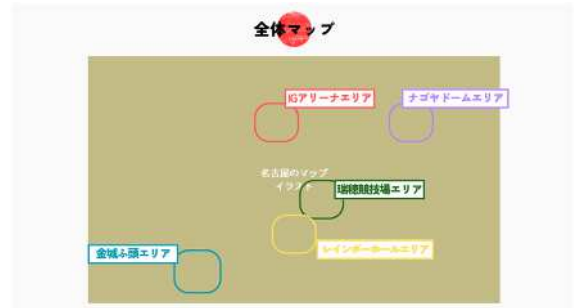
3 コンテンツページ

(1) 会場情報・アクセス

ア 会場アクセス

画像等を更新

ナゴヤドームエリアを追加



イ 会場情報

テキスト等をチーム視点に更新



ラストマイルを更新



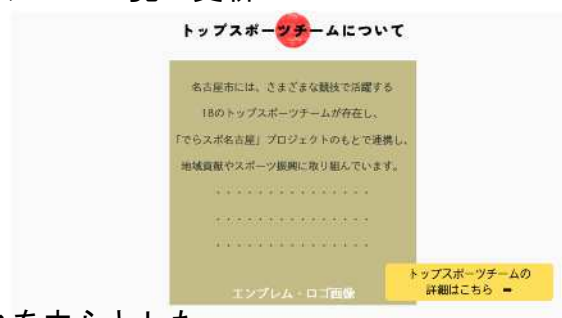
主要5エリア



合計 11 会場想定

(2) 観戦・イベント情報

チーム視点・チーム一覧へ更新



外部リンクを中心とした
ページを想定



(3) 観戦ガイド

ア 準備

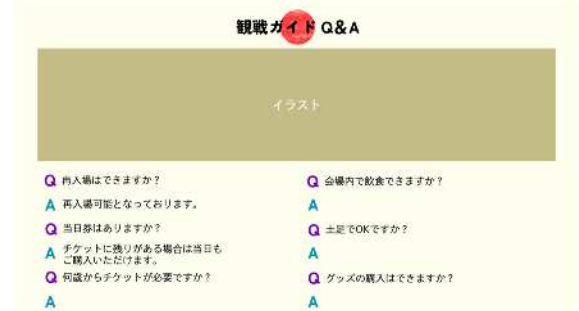
チーム視点へ更新



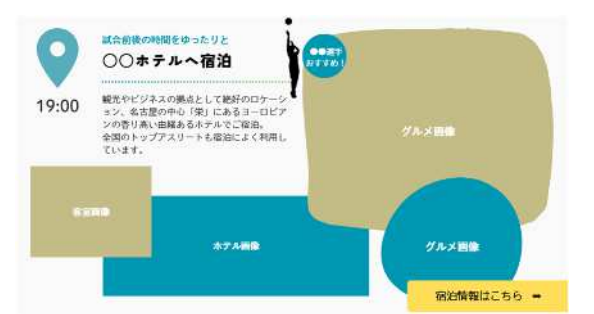
イ 楽しみ方

チーム競技へ更新（最大 19 チーム・競技分）





(4) 観光ガイド チーム視点へ一部更新、ナゴヤドームエリアを追加



情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 乙は、本件業務に関して知り得た委託者（以下「甲」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び

成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第 8 乙は、取得情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、取得情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

（情報の授受及び搬送）

第 9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

2 乙は、取得情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

（報告等）

第10 乙は、甲が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（乙が、市会に係る個人情報の取り扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び取得情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等）

第12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

（特定個人情報に関する特則）

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

4 乙は、前 3項に規定する事項のほか、番号利用法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

（電子情報の消去に関する特則）

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

(別添)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成 30 年名古屋市条例第 61 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

- 第 3 条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。